

(表紙)

竹嶋之書附

享保九甲辰年閏四月十六日 公儀江被遊御差出御書附之扣

竹嶋之書附

三通

元禄申年 一号

伯耆国米子之者、先年竹嶋江渡海申候節、朝鮮人出合申儀、御尋之趣二付、先年右竹嶋江船遣シ候趣商人、村川市兵衛・大屋九右衛門、并竹嶋江渡候水主呼寄相尋候処、左之趣申候。

一、元禄五壬申年二月十一日米子出船仕。同晦日隱岐国嶋後福浦江着船。三月廿四日福浦出船。同廿六日竹嶋之内いか嶋と申所江着岸仕様子見申所、大分取上ヶ候様に相見へ不審ニ存候て、翌廿七日濱田浦と申所江参候得は、船二艘有之。内壹艘はすへ船、壹艘は浮船にて居申候朝鮮人三十人計見へ申候。右浮舟二乗り、此方之船より八、九軒沖を通り、大坂浦と申所江参申候。右之内二人陸に残り居申候者、小舟に乗参、此方之船に乗せ申候。何国之者と相尋候得は、右之内内人通詞にて、朝鮮国之内かわてんかわくの者と申候故、此嶋儀従公義被遊御免毎年致渡海候。何とて其方共参候哉と相尋候得は、此嶋北に当り嶋有之。国主より三年に一度宛砲取参候二付、二月廿一日獵船拾一艘致出船候処、遭難風五艘人数五拾三人此嶋へ三月廿三日流着申候。此嶋に砲有之二付致逗留獵仕候由申候。左候ハ、早々罷帰候様に申聞候得は、船少損し候故繕仕出船可仕由申候。此方之者陸江上り見分仕候処、前々此方より拵置候諸道具・獵船八艘見へ不申候。通辞江段々吟味仕候得は、浦々へ廻し候由申候。竹嶋より三月廿七日出船仕候、為証抛朝鮮人拵置候串砲・少網・頭巾壱つ・味噌かうじ壱つ取候得て出船、四月五日米子江帰帆仕候。右之節朝鮮人弓・鉄砲之類、惣て武器は所持不仕由、其節渡海之船頭・水主伝候由申候。以上

一号

元禄八亥十二月廿四日阿部豊後守様より曾我六郎兵衛を以、御尋之御書付写本紙は返進

覚

一、因州・伯州江付候竹嶋はいつの頃より両国江附属候哉。先祖領地被下候以前より之儀候哉。但、其後より之儀候哉事
一、竹嶋は大方何程計之嶋候哉。人居無之候哉事

竹嶋之書附

- 一、竹嶋江漁採二人参候儀、何頃より相越候哉。年々参候哉。又は折節参候哉。如何様之獵仕候哉。船数も多参候哉事
 - 一、三、四年以前朝鮮人参致漁候。其砌人質二兩人とらへられ候。其以前も折々参候哉。終不参右之節兩年打続参候哉事
 - 一、一、兩年は不相越候哉事
 - 一、先年参候時分は船数何程計、人も何程参候哉事
 - 一、竹嶋之外両国江附属之嶋有之候哉。并是又漁採二両国之者参候哉事
- 右様子承度存候。書付可差越候。以上
- 十二月廿四日

元禄八年 三号

亥十二月廿四日竹嶋之御尋書之御返答書、同廿五日二平馬持参曾我六兵衛二渡ス

- 一、竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領国之節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様ニは及承候得共、其段相知不申候事
- 一、竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事
- 一、竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船毎年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二艘参候事
- 一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送申候。戊年は遭難風、彼嶋着岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候処、異国人数多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋ニて咆少々取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事
- 一、申年朝鮮人参候節、船拾老艘之内六艘遭難風、残五艘は彼嶋ニ留り、人数五拾三人居申候。酉年は船三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見江申候。着岸不仕付、分明御座候事
- 一、竹嶋・松嶋其外両国江附属之嶋無御座候事。以上

元禄六年、七年 四号

申年以後竹嶋江渡海之儀左之趣申候

- 一、元禄癸酉年二月下旬、伯耆国米子出船。三月初頃出雲国雲津出船。四月十六日隱岐国嶋後福浦出船。同十七日竹嶋着岸仕候処、朝鮮人大勢居申二付、陸江上り段々吟味仕候処、不埒之申方二付、頭と相見へ申者老人、下部之者老人以上兩人召連、同十八日竹嶋出船。同廿七日米子へ帰帆申候。早速注進申二付、江戸江相窺、右朝鮮人兩人長崎御奉行所江送遣候。
- 一、同七甲戌年、同八乙亥年、兩年も竹嶋江渡海仕候得共、朝鮮人大勢居申二付、獵も不仕帰帆仕候。以上

竹嶋渡海之覚

享保七年十一月

覚

一、伯州米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛、例年竹嶋江船頭共為致渡海炮取遣申候。元禄五年渡海候処、朝鮮人罷在獵仕候付、炮取候事不成罷帰候。同六年渡海之節も、前々之通朝鮮人獵仕罷在候故、炮得取不申付、彼朝鮮人之内通辞耆人外耆人、兩人同船にて伯州米子江罷帰候。依之朝鮮人口上書等御月番土屋相模守殿江相届候。其以後右之朝鮮人兩人共、長崎江相送候様被仰出、彼地御奉行川口撰津守殿・山岡対馬守殿迄相送候事

元禄六年五月廿二日 御勘定頭松平美濃守殿江差出候書付写

一、伯耆国米子より竹嶋江海上凡百六十里程有之由候。例年米子出船、出雲江参、隱岐国江致渡海候て、竹嶋江渡申候。米子より直竹嶋江渡候儀成不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越、御目見被仰付候節、竹嶋炮献上仕候。

一、竹嶋にて炮取候運上は無之候。伯耆守献上之炮も、右兩人之町人共手前より相調差出申候。

一、竹嶋にて海驢取候て、彼地にて油仕取帰候て商売仕候。

一、竹嶋ははなれ嶋にて人住居は不仕候。尤伯耆守支配所にて無之候。

右之通にて御座候。

一、竹嶋渡海之儀、委細爰元にて相知不申候。

一、竹嶋渡海付、御朱印は無之様覚申候。併相尋従是可申上候、併御奉書之写も爰元ニ無之候。

一、竹嶋江渡海之船ニ御紋之船印相立候儀、爰元にて相知不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷下候儀、何ヶ年一度罷越候哉。其段爰元にて慥相知不申候。

右之通国元江申遣、追而可申上候。以上

五月廿二日

同年六月廿七日松平美濃守殿江差出候書付之事

覚

伯耆国米子町人村川市兵衛・大屋九右衛門竹嶋江渡海始候儀、元和四年阿部四郎五郎殿御取持を以渡海被遊御免、其節より右式人御目見被仰付候事

一、右嶋江渡海付御朱印は無御座候。松平新太郎伯耆国領知之節、渡海之儀付被成御奉書候。則写懸御目候。

一、右嶋江渡海船ニ御紋之船印御免被遊相立候儀、不分明候得共、右式人先祖より至ニ今相立申候。先年竹嶋江渡海之船、朝鮮国江流着候節、御紋之舟印立候付、日本之船と見知申、対馬国江送越、米子江罷帰候由、御座候。

一、右町人御当地江罷下候儀、四、五年耆度宛耆人替々罷越候。其節は寺社御奉行衆江御案内申、御目見之儀奉願御目見被仰付以後、時服拝領仕由

以上

元禄九年正月廿八日、御月番戸田山城守殿にて御渡被成候御奉書写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々

謹言

正月廿八日

土屋相模守
戸田山城守
阿部豊後守
大久保加賀守

松平伯耆守殿

右御奉書之趣、村川・大屋兩人江申聞、竹嶋渡海相止候事

一、元禄九年五月、隱岐国江朝鮮船壹艘着岸、御代官後藤角右衛門殿、手代中瀬弾右衛門、山本清右衛門様子相窺候処、今度朝鮮人船三十式艘、竹嶋江渡海仕候内、壹艘人数拾壹人罷在候。是者伯耆国江願之儀有之渡海仕旨申付て、右兩人より以飛脚右之趣被申越、則朝鮮船も着岸致筆談候趣、大久保加賀守殿江相達候。惣て朝鮮人通用之儀、対州之外御取上不被成、御大法ニ候間、追返し候様ニとの儀、御奉書出、其段朝鮮人江も申聞、則因州賀路之浦より帰帆仕候。其後朝鮮人来り候儀無御座候事

一、右扣書之通、竹嶋渡海相止候以後、献上炮は串炮と迄仕来候事

一、竹嶋二人参有之儀、其外壳買持之儀、炮・海馬油外曾て不承候事

一、竹嶋広サ之儀爰元ニては相知不申候事

享保七年十一月

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守 御判
戸田山城守 御判
阿部豊後守 御判
大久保加賀守 御判

右之御奉書、元禄九正月廿八日、御月番於戸田山城守様御渡被成

御奉書致拜見候。先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁被仰出之旨、御紙之趣奉得其意候。恐々謹言

松平伯耆守

正月廿八日

大久保加賀守様
阿部豊後守様
土屋相模守様
人々御中

元禄九年正月廿八日

小谷伊兵衛差出候竹嶋之書附

覚

- 一、伯耆国米子より出雲雲津迄、道程拾里程
- 一、出雲国雲津より隱岐国焼火山迄、道程式拾三里程
- 一、隱岐国焼火山より同国福浦迄七里
- 一、福浦より松嶋江八十里程
- 一、松嶋より竹嶋江四十里程

以上

子正月廿五日

別紙

- 一、松嶋江伯耆国より海路百式拾里程御座候事
 - 一、松嶋より朝鮮江は八、九拾里程も御座候様及承候事
 - 一、松嶋は何れ之国江附候嶋ニても無御座候由承候事
 - 一、松嶋江獵参候儀、竹嶋江渡海之節道筋ニて御座候故立寄獵仕候。他領より獵参候儀は不承候事。尤出雲国・隱岐国之者は米子之者と同船ニて参候事
- 以上

正月廿五日

伯耆国米子之町人大屋九左衛門・村川市兵衛船子共より外は、領国之もの竹嶋江渡海仕候

儀成不申候。尤他領之者渡海之儀猶以成不申候。大屋九左衛門・村川市兵衛は、先年より竹嶋渡海之儀被遊御免罷越候付、外より参候儀は決て無御座候。右之船子とも竹嶋江獵罷越候節、出雲国・隱岐国之獵師共雇候て、米子之船子同船ニて罷越候。人数は年々相違御座候。出雲国よりは不参儀も御座候。大かたハ出雲国より二、三人、隱岐国より八、九人程も雇候て罷越由御座候。

以上

正月廿五日

御奉書之写

先年松平新太郎因州伯州領知之節、相窺之伯州米子之町人村川市兵衛・大屋甚吉、竹嶋江渡海至于今雖致漁候。向後竹嶋江渡海之義制禁可申付旨被仰出之候。可被存其趣候。恐々謹言

正月廿八日

土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

享保九年

竹嶋之儀 御尋之書付壹通

逐て申上候竹嶋委細之御書附、并竹嶋絵図等認直シ、筧播磨守殿江差出申候処、去月廿八日之晚播磨守殿江被招呼、左之通御尋御座候。急ニ可被仰上候

一、米子より出雲之国雲津浦出船之処迄、海陸何程有之候哉。海上計致往来候哉

一、元禄五年壬申年朝鮮人ニ出合候節、米子より渡海之船頭・水主其外人数、并船何艘ニて罷越候哉

一、翌年罷越候節之船数、并人数何程致乗船、飛道具等致持参候哉

一、渡海之節、毎々弓鉄炮等用意罷越候哉

一、戊亥両年罷越候節、人数船数同前ニて有之候哉

一、朝鮮人出合候翌年罷越候節、竹嶋ニ朝鮮人大概何拾人程も有之様相見江申候哉

右之通御尋ニて御座候

急ニ被仰上候様ニと播磨守殿被仰渡候。以上

五月朔日

覚

一、伯耆国米子より出雲雲津迄船路九里、陸路七里半五町

一、元禄壬申、米子商人村川市兵衛・大屋九右衛門竹嶋へ船渡候節、船頭・水主弍拾壹人、鉄砲五挺、弍百石計積之船壹艘遣し申候

一、同六癸酉年、船渡し候節、船数、船頭・水主人数睨と相知れ不申候

一、同七甲戌年、同八乙亥年、右両年渡海之節も、船数、船頭・水主人数同断。竹嶋に居申朝鮮人年々増候様ニ相見え申候。亥之年は所々に五拾人、或三十人計罷在大勢と相見え候

一、竹嶋渡海、前々は船式艘遣し申候。其節は鉄砲八、九挺遣し申候。竹嶋へ鉄砲遣し候儀は、みちを取申儀にて打候に付遣し申候。其外弓矢・飛道具等遣し候儀は無御座候。以上

享保九甲辰年五月

覚

一、竹嶋に在之物之儀、古来渡海之船頭・水主共江相尋見知候もの迄、品々書留置申候。みち其外鳥獸竹木草之類、左之通ニて御座候。

竹木之類

五葉の松 きわだ 椿 とが けやき 桐 竹(右之分、日本に有之候に相替り不申候) 梅

檀(木の葉黒赤く、実ハくちなしの白きものに御座候)

たいたら(葉ばんの木のこつく大木有之。楠に似申候)

まの竹(矢の竹のこつく大サ三、四寸)

柊(葉日本の楸のこつく葉先手に立申故、前々より水主共柊と申習し候)がび(かごの類。とう紙に致候由)

草之類

ふき めうか うと ゆり こほう あをきは ぐみ いちこ

いたとり（右之分日本に有之候に相替り不申候）
にんしん（日本之料理にんしんの類にて、はのきれこまく、花ごめはなのことく）
にんにく（日本のにんにくとハちかひ、葉きほしのことく）

鳥獸之類

みち ねこ 鼠 山雀 雀 鳩 ひよとり かわらひわ 四十雀 かもめ 鶺鴒 つはめ 鷺
くまたか 其外鷹類 蛇（右之分日本に有之候に相替り不申候） あな鳥（毎朝七時より何
方へ参候哉、出戻り候ハ暮六時より五時迄に戻り候音仕由、水主共申候。右之鳥を夜二入、
穴之内にて捕へ候事共御座候。鳥大サ鳥位、はねつゝ色、はら白く相見へ申候） なちこ（水
主共へ相尋候へハ、唯今之者形不奉存候得共、前々より申伝候）

此外辰砂、岩緑青之様成物御座候得共、獺迄心懸申二付、是段は睨と知れ不申候。其外にも
珍敷物も可有御座哉。然共深山にて山奥江は難参由申候

一、竹嶋広サ之儀、竹木茂り相知れ不申由。嶋廻りハ凡十里計も可有御座哉と、渡海之水主共
申候。絵図別紙差出し申候。

一、朝鮮人相渡り候時節之儀は存知不申候。伯耆国米子よりは二、三月頃出船。出雲国へ罷越、
夫より隠岐国江致渡海、竹嶋へ着岸仕、七月上旬米子ニ帰帆仕候。伯耆国より竹嶋へ直に渡
海は成不申候。彼嶋に此方より小屋掛仕、緒道具獵船等囲置候。年々渡海之節、吟味仕候処
に、少も取散し候様子相見へ不申候間、朝鮮人共前々渡海仕候儀は無御座と奉存候。元禄五
年朝鮮人初て渡海仕候様ニ奉存候。

一、伯耆国より竹嶋迄海上百五、六拾里、竹嶋より朝鮮国へハ四拾里程可有御座候様ニ、渡海
之水主共申候。以上

元禄六年五月廿三日 松平美濃守へ

覚

一、伯耆国米子と申所より竹嶋江海上百六拾里程有之由候。例年米子出船（罷在候町人村川市
兵衛・大屋九右衛門と申者、兩人之手代竹嶋江差越獵仕候）

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越、御目見被仰付候節、竹嶋蛇献上仕候。

一、竹嶋ニて蛇取候運上は無之候。伯耆守献上之蛇も、右兩人之町人共手前より相調差上申候。

一、竹嶋ニて海駟取候て、彼地ニて油ニ仕取帰候て商売仕候。尤油之運上も無之候。

一、竹嶋は離嶋ニて人住居は不仕候。尤伯耆守支配ニても無之候。

右之通ニて御座候。

一、竹嶋渡海之始之儀、委細爰元ニて相知不申候。

一、竹嶋渡海ニ付、御朱印は無之様覚申候。併相尋彼是可申上候。并御奉書之写も国元ニ有之
候。

一、竹嶋江渡海之船ニ御紋之船印相立候儀、爰元ニて相知不申候

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷越御目見申上節、何れ之御支配ニて御座候哉。爰許
ニて相知不申候。

一、村川市兵衛・大屋九右衛門御当地江罷下候儀、何箇年ニ一度宛罷越候哉。其段此元ニて慥
知不申候。

竹嶋之書附

右之通国元江申遣、追て可申上候。
五月廿三日

伯耆国会見郡浜目 ハマノメ

三柳村 ミツヤナギムラ 隱岐国

如此唱申候也

嶋後 トウゴ

如此唱申候也

伯耆国

米子ヨリ竹嶋迄数里、百四、五十り有之候

竹嶋ヨリ朝鮮国迄四十里程可有御座候

伯耆国米子の町人也

大屋九右衛門

此字ヲカク也

同断

村川市兵衛

右兩人儀も自分竹嶋ニ参り候ニテハ無之候。召仕候者ヲ遣候由申候也

竹嶋内小名

此字ヲカク也

いか嶋

竹嶋の広サ東西凡十里余計と相見え候

隠州之内

千振 雲州雲津浦迄拾八里計也

同

中嶋

此嶋より竹嶋江四十里計也

同

焼火山

松嶋と云

此分不残嶋也

此二つの嶋間四十間計也

大谷、村川 フ、ヤ

嶋後 ドウゴより出雲国松江迄

同所より松嶋迄六十里計

間ノ嶋 是も嶋也

古大坂浦

北浦

大坂浦

此分竹嶋の内ノ浦々也
浜田浦 此所ニ船入津仕候也
是も竹嶋の内ノ浦の名也

竹嶋図享保九甲辰閏四月、江戸江書上ノ写

伯州米子より竹嶋也。舟路百廿里余

竹嶋より朝鮮迄四十里

(竹嶋図)